

# 乗務割交番作成規定とは

決まりが色々ある  
みたいだね、勉強  
会しようか？



先生は誰に頼んだ  
らいい？  
国労のあの人に！

公休日又は特別休日が間にある場合は退勤時刻から次の出勤時刻までは最低40時間の休養時間を確保する。

(例) 1日 退勤 18:00  
2日 公休又は特休  
3日 出勤 10:00

この場合、退勤から出勤まで40時間です。この場合、退勤から出勤まで40時間です。仮に9時出勤になると乗務は指定できません。

※ 公休日の前・後は、公休日の前の日の勤務終了は18時以前・公休日の翌日の出勤は8時半以降が標準となっています。

※ 公休・特休が連続した場合(2日休み)の場合は、64時間在宅休養時間を確保しなければいけません。

## 在宅休養時間等について

乗務員の勤務は、出勤時刻も拘束時間や退勤時刻も不規則で様々な行路・交番が組まれています。全社員に当てはまる就業規則と共に、乗務員については乗務割交番作成規定があり、会社は就業規則」と乗務割交番作成規定」を守った行路・交番を作成し、現場は勤務指定で守る義務があります。この規定は就業規則集の中にあります。是非、職場で確認してみてください。

乗務割交番作成規定の中には、「勤務の制限」深夜勤務の制限「在宅休養時間」行先地の時間の設定標準」「継続乗務時間の限度(運転士)」などがあり、このような規定に定められた制限が守られなければいけません。乗務員の仕事は安全第一が絶対条件です。働きやすい環境や十分な休養などの条件が整うことが求められています。

国労は、社員が働きやすい環境を整備することは会社の責任であると考え様々な改善申入れを行っています。

## 就業規則との関わりは？



若いカ

第7号

2014年 7月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515